

一般社団法人日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度施行細則

目 的

第1条 この施行細則は(社)日本ペインクリニック学会定款第1章第4条第4号の(社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に基づいて設ける。

ペインクリニック専門医資格審査申請者

第2条 ペインクリニック専門医資格審査の申請ができる者は、申請時において5年以上引続き(社)日本ペインクリニック学会正会員で、臨床医として6年以上の経験があり、受験する直前の5年間に(社)日本ペインクリニック学会学術大会、かつ各支部が後援する学術集会に各2回以上出席し、次の資格を有する者。なお、申請書類受付期間は毎年6月1日より9月30日までとする。

- 1 (社)日本ペインクリニック学会指定研修施設において5年以上の研修を行なった者(第1号該当者と称する)
- 2 (社)日本専門医機構基本領域の専門医資格を有し、その研修期間中またはその後(社)日本ペインクリニック学会専門医指定研修施設で1年以上ペインクリニックに関する研修を行った者(第2号該当者と称する)

第3条 ペインクリニック専門医の新規資格審査申請者は、第2項に掲げる書類に所定の審査料を添えて、毎年委員会の指定する期間内に(社)日本ペインクリニック学会専門医認定委員会事務局(以下「委員会事務局」)へ申請するものとする。

- 2 申請書類は、次の通りとし、委員会指定の書式を使用する。なお、全ての提出書類等については、会員になった年度からのものを有効とする(下記の参加証明書を除く)。
 - (1) 所定の研修証明書(施設代表専門医の署名捺印が必要)。
 - (2) 履歴書(所属学会名を明記)。
 - (3) 業績目録(臨床・基礎を問わずペインクリニックに関する学会発表および論文)【業績目録には次の①から③のいずれか一つに該当する論文を含み、その別冊もしくは複写を添える】
 - ①日本ペインクリニック学会誌筆頭著者の1編(原著、症例報告、短報、総説、講座)
 - ②日本ペインクリニック学会誌共著者の2編(原著、症例報告、短報、総説、講座)
 - ③査読を受けて雑誌(邦文英文を問わない)に掲載された(掲載予定可)原著もしくは症例報告の1編。筆頭著者に限る。代表的な雑誌は、Journal of Anesthesia (JA)、日本臨床麻酔学会誌、日本疼痛学会誌、日本慢性疼痛学会誌(慢性疼痛)、麻酔、ペインクリニックなどである。その他の雑誌については専門医認定委員会で申請時に審議する。
 - (4) 受験する直前の5年間に(社)日本ペインクリニック学会学術大会および支部が後援する学術集会の各2回以上の参加証明書。
 - (5) 50症例の症例記録。(急性術後鎮痛のみは不可)(第1号該当者のみ)
 - (6) 該当する学会の専門医の認定書写し1通。(第2号該当者のみ)

ペインクリニック専門医資格審査

第4条 委員会は第2条の資格を有するペインクリニック専門医申請者に対し、毎年1回審査を行う。ただし、審査日時などの詳細は委員会が決定し、学会誌及び本ホームページに公示するものとする。

- 2 審査方法は、書類審査、筆記試験及び口頭試問とする。
- 3 審査料は、書類審査10,000円、筆記試験・口頭試問20,000円とする。
- 4 受理した審査料のうち、書類審査で不合格の場合は筆記試験・口頭試問料を返還する。

ペインクリニック専門医登録

第5条 ペインクリニック専門医資格審査に合格した者は所定の登録料30,000円を添えて学会に登録を申請し、認定証の交付を受ける。

ペインクリニック専門医資格の更新

第6条 ペインクリニック専門医の有効期限は認定証の交付を受けた日から5年間とする。

- 2 資格の更新を申請する場合は別に定める基準に従い、更新に必要な点数を取得したことを証明する書類及び症例に審査料10,000円を添えて委員会事務局に申請するものとする。但し、年会費免除者の審査料は、不要とする。
- 3 更新審査に合格した者は所定の登録料10,000円を添えて学会に登録を申請し、認定証の交付を受ける。但し、年会費免除者の登録料は、不要とする。
- 4 更新条件を満たせなかった場合には、更新猶予または暫定の期間を設ける。申請者は、専門医認定委員会に理由

を記した所定の書式に審査料 10,000 円を添えて提出することができる。但し更新猶予期間は 2 年以内、暫定期間は 5 年以内で計 5 年以内とし、更新は認めず、この期間中は、広告できない。更新猶予または暫定の期間終了後の更新については、1 年毎に点数 10 点以上、臨床経験 10 症例(治療経過 1 症例の治療経過の付記を含む)と、審査料 10,000 円を添えて提出することができる。更新審査に合格した者は所定の登録料 10,000 円を添えて学会に登録を申請し、認定証の交付を受ける。但し、年会費免除者の登録料は、不要とする。

- (1) 更新猶予とは、やむを得ない事情により、5 年間で総得点が 50 点または症例数が 50 症例に満たない者を対象とする。
- (2) 暫定専門医とは、将来的にペインクリニックの臨床に戻る可能性がある者で、総得点を満たすことは出来るが、50 症例を提出できない者とする。

指定研修施設資格審査

第 7 条 ペインクリニック専門医の資格を得るための指定研修施設は、各種疼痛疾患並びにその関連疾患の診療を行う施設のうち、次の号の基準を満たしているものとする。なお、新設等の施設においては、6 ヶ月の実績後から受付けるものとする。

- 2 一社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医が常勤(週 3 日以上勤務)し、ペインクリニック診療を週 3 日以上行なっていること。
- 3 ペインクリニックの治療、教育及び研修にふさわしい人員、外来や入院などの設備を有していること。

第 8 条 指定研修施設は、その施設長及び当該ペインクリニック専門医の申請に基づき、委員会の審査を経て、一社)日本ペインクリニック学会が指定する。

第 9 条 指定研修施設において、第 7 条の条件に変動が生じた場合には、ペインクリニック専門医は直ちに委員会事務局にこれを報告しなければならない。

第 10 条 審査料は、20,000 円とする。

- 2 前項の報告により、指定基準を満たさないと委員会が判断した場合は、当該研修施設の指定を取り消すことがある。

指定研修施設資格の更新

第 11 条 前項の条件を満たし、指定研修施設の有効期限は認定証の交付を受けた日から 5 年間とする。更新登録料 10,000 円が必要である。

- 2 指定研修施設資格審査 第 7 条を満たし、かつ本学会が指定する安全・感染・倫理の専門医指導者講習会を 5 年間に各 1 講座受講を必須とする。

附 則

- 1 本施行細則の改訂は、一社)日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医制度規則に従う。
- 2 本細則は、2014 年 7 月 27 日より施行する。

1988 年 7 月 29 日制定 1990 年 7 月 20 日改正 1993 年 7 月 23 日改正 1995 年 7 月 26 日改正 1997 年 1 月 11 日改正
1998 年 7 月 24 日改正 2000 年 7 月 14 日改正 2002 年 7 月 20 日改正 2003 年 7 月 24 日改正 2005 年 7 月 28
日改正 2006 年 7 月 15 日改正 2007 年 7 月 8 日改正 2009 年 7 月 19 日改正 2010 年 7 月 4 日改正 2011 年 7 月
24 日改正 2012 年 7 月 8 日改正 2012 年 11 月 3 日改正 2013 年 7 月 13 日改正 2014 年 7 月 27 日改正 2015 年 7
月 26 日改正 2016 年 7 月 10 日改正